

第10回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年6月1日（火）14:01～16:59

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
角田 崇成※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
柴谷 昌宏	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 通商金融調整官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

伊藤 晃之	企画部 次長
折田 朋美	JICA 東京センター 次長（前企画部 参事役）
平良 靖	企画部 業務企画第二課 課長
浅野 寿美子	企画部 総合企画課
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴者

波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan
--------	--------------------

○折田 JICA事務局の折田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

冒頭に、本会議におきましては逐語で議事録を取りますことから、ご発言の際は挙手をいただくとともに、ご発言前にお名前をお願いできると幸いです。

では、本日も原嶋座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋座長 音声、入っていますでしょうか。原嶋でございます。

○折田 聞こえています。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、改めまして第10回JICA環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会を開催します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様16名のうち1名、山谷委員はご欠席ですけれども、残りほかの皆様は全てご参加で、角田委員と私が会議室からの参加、そのほかの委員の皆様はオンラインでのご参加ということですので。よろしくお願いいたします。

あわせて、傍聴者として現在私のほうで把握しておりますのは4名の方がJICAの建物の別の部屋で傍聴者としてご参加いただいております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、既に資料はお配りしていると思っておりますけれども、お配りしております議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、最初は前回の振り返りということで事務局からよろしくお願いいたします。

○古賀 事務局審査部の古賀でございます。

前回第9回の諮問委員会において、異議申立手続要綱については論点案を説明をさせていただきました。また、ガイドラインについては、改定文案の議論を中心にさせていただきます。本日は、それを踏まえて、資料としてお配りしているのは、異議申立手続要綱の論点案については、前回の議論を踏まえてアップデートしたものをお配りしております。また、あわせて今回異議申立手続要綱の改定案をお配りしています。

また、ガイドライン関係のほうですが、前回の議論を踏まえてこちらもアップデートしたガイドライン改定文案と、ガイドライン改定に向けたJICA方針案、こちらもアップデートした箇所にはマーカーをつけて配付させていただいております。お手元で資料をご確認いただければと思います。

○原嶋座長 今後の予定について。

それでは、ちょっと今後の大きな流れについて今わかっているところで教えてください。

○古賀 今後の流れについて事務局からご説明いたします。

この後、ガイドラインの改定文案および異議申立手続要綱についてパブリックコメントの募集を予定しております。募集の期間はおおむね1か月間を予定しております。募集の対象は、これまで諮問委員会で議論いただきましたガイドラインの改定文案と異議申立手続要綱、この2点を予定しております。募集の方法はJICAのホームページでパブリックコメント募集を行い、郵送またはメールでご意見を募集したいと考えております。また、その際の言語は、日本語と英語を予定しておりますので、募集の対象のガイドラインと異議申立手続要綱、それぞれを日本語と英語で公開させていただきます、ご意見の募集も日本語と英語での受付を予定いたします。

パブコメの概要につきましては、以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今後の大きな流れをご紹介いただきまして、そういったところにこれから進んでまいりますけれども、とにかく第1として中身をしっかりと議論させていただきたいと思っております。

続きまして、第2番目の議題になりますけれども、異議申立手続要綱改定案の説明ということで、これは事務局からまず今日の資料に基づいてご説明をいただいた後、意見交換をさせていただきたいと存じます。

それでは、よろしく申し上げます。折田さんですか、よろしく申し上げます。

○折田 改めまして、JICA事務局、折田です。よろしくごお願いいたします。

本日は通し番号で35ページから始まっている横表を使いながらご説明させていただきたいと思っております。

こちらの資料ですが、これまでの方針案をほぼそのまま文言に落としたものでございます。3つに分けてご説明したいと考えています。解説やJICA方針案を読んでいただければ、そのままストレートに改定案の文言に反映されているということがおわかりいただけるものについてはごく簡単に。それから、方針案の理解がしやすいように加筆や少し明示をした部分については青字で書いてございます。前回の委員もしくは傍聴席、座長から検討指示をいただいたようなところについては、きちっと修正した部分を緑字で示しております。本表の見方としては、1番左の縦のところは改定案となっておりまして、元文から改定した部分が赤字で示されています。

音声大丈夫でしょうか。

○原嶋座長 音声、入っております。進めてください。

○折田 進めます。では、まず第一項の「趣旨」でございます。基本的には記載の説明どおり、名称、アクセスについてはすでに含まれている、現状でも十分にご指摘に答えているということで、名称、アクセスについては改定の対象としていませんが、3-1の審査役の独立性に付随して出てきた議論の中で、「事業担当部署から独立した理事長直轄の機関」という表現が、審査役の中立性について誤解を招くというお話があったことから、「理事長に直接報告を行う」という表現にしています。

次に、第2項の「目的」のところは、論点2-1のところは、現行の規定で救済措置へのアクセスは維持していると考えています。

左側、改定案の(2)のところは、大きく二つの点について赤字で加筆しています。最初のほうの、「ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する・・・」云々という表現について、この表現ですと、ガイドラインの不遵守を確認した後で対話の促進を行うように読めるのですが、一方で、これまでご説明してきたとおりJICAの異議申立制度ではガイドラインの不遵守と対話の促進を両方並行して行え、必ずしもガイドラインの不遵守が確定していない状態でも対話の促進を行えることを示すために、赤字で「または不遵守が疑われること」というのを足しています。

それから、「『相手国等』とは」に続く記載がございます。こちらはこれまでの方針案で取り上げてきていないところなのですが、この定義がガイドラインのほうにも記載ありますので、併せてわかりやすくなるように同様の記載を入れたところです。

第3項の「基本原則」にすすみます。こちらが先ほど申し上げた、審査役の独立性について誤弊がないような表現にしているところです。(4)の「迅速性」につきましては、調査期間について

倍に延ばすということでこれまでご説明しておりますので、そのとおりに記述しています。(5)の「透明性」のところでは、申立人に対する報復の防止、これに適切に対応するように申立人の安全というものを明示しています。

第4項の「異議申立審査役」ですが、こちらの(1)は「事業担当部署および環境社会配慮審査担当部署」になっていたのを、事業担当部署については「1. 趣旨」のところで「事業担当部署および環境審査部署」の両方を含む表現として使うということを明示していますので、そのように文言の調整を行っています。

(2)のところですが、これは。これまでの求めに応じてJICAとの雇用関係を一定程度規定するという、また、知見についてできる限り「いずれかもしくは複数を有することが望ましい」とし、より高い整合性を可能な限り求めるような表現になっています。

(4)のところ、これは任期途中で交代した場合にも原則3年間でお願いできるような形で、ご指摘いただいたとおり調整したものを記載しています。

それから、(5)の担当制につきましては、審査役間で意見が分かれたときの調整の方法について方針案どおりで表現、記載しています。

第5項の「審査役の権限と義務」のところですが、こちらですが、(4)に「職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる」と記載しています。第15項の「事務局」のところにも関連しますが、第10項、第15項両方が出てきますけれども、事務局のところに記載してあった外部専門家を、審査役の権限として活用できることを明示する表現を記載しています。後からまた出てきます。

(2)ですが、申立人の安全配慮に係る審査役の義務というものをしっかりと書きました。

第6項の「対象案件」のところですが、こちらはガイドラインのほうの定義にあわせて記載しています。

第7項の「申立人の要件」のところですが、こちらの部分は、もともとの趣旨に合わせる形で、JICAによるガイドラインの不遵守を基本的に目的としているという点について語弊がないように加筆をしていること、また、申立およびそれに続く手続については代理人を通じて行うことができるというのをより長いスパンでわかるように明示いたしました。

第8項の「異議申立の期間」にいきます。異議申立の期間につきましては、前回、プロジェクトが終了してから1年が経過するまでに修正するというご説明申し上げたところですが、モニタリング結果の確認を行う場合はどうなるのだというご質問をいただいたので、このところをわかりやすいよう記載を調整したところですが、異議申立が可能な期間は、「案件が終了するまで」から「プロジェクトが終了して1年が経過するまで」に修正するというご説明で、変わりはありません。すみません。もう1枚のほうの紙を提示していただけますか。配付資料から。

申しわけございません。委員の皆様にご覧いただき改定案の後、さらに語弊がなくわかりやすくするように、配布したものの「変更前」に対し「変更後」の案というものを今提示させていただいてございます。こちらで対象スキームのところをガイドラインにあわせてよりわかりやすくしています。変更後案では、「ガイドラインの対象とする案件」をよりわかりやすいように記載して、「プロジェクト終了後して1年が経過するまで異議申立を行うことができる」というのが前半、後半につきましては、「ガイドライン上のモニタリング結果の確認を行う場合には、その期間にお

いて、ガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する申立が可能である」とい記載で、わかりやすく分けてございます。

それから、この(2)のところはフルで削除になっていますけれども、こちらはガイドラインの表現にあわせて修正しています。

(3)のところも同様に表現をわかりやすいように、ガイドラインにあわせて修正しているところです。

引き続きまして、第9項の「申立書の内容」のところは、申立の記載言語につきまして、より広げた形で対処方針のとおり記載しています。2)のところ、申立人の住所・連絡先についてですが、対処方針案の守秘を強化するような形で、個人情報保護法なども言及しながら記載ぶりを直しています。

少し飛んでいただきまして、5)のところは、相手国等との対話、こちらは対処方針のときにもご説明申し上げましたが、相手国との対話の事実を求めるのではなく、相手国との対話に向けて努力したことについて、少なくとも記載を求める形となっています。これまでご説明しましたとおり、ガイドラインのほうでも苦情処理メカニズムを拡充していることもございまして、そちらの活用も含めてという趣旨で記載をしています。

相手国との対話に関する後半の赤字の部分について、相手国との対話に向けた努力を行えない事情がある場合に、JICAの担当部署に対し、在外事務所を含みますが、そういった相談をする努力を求めるとともに、JICAの事業担当部署のほうは、相談を受けたときにはきちっと情報の重要性を認識して適切に対応するというを明示しています。相談を受けた側もしっかり対応するというを加筆しているところでございます。

それから、6)ですけれども、翻りましてJICAとの対話についてです。こちらも同様に対話の事実を申立書に記載していくのではなく、対話のために、対話に向けた努力を記載していただきたいということでもあります。あと、記載の内容としまして、相当程度の蓋然性や将来発生すると考えられる被害などについても、申立書に書いていただくことが可能になっているということです。後半の部分では、広報部署のみならず在外事務所についても、事業担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう紹介するというを記載しています。事業担当部署は、また同様に申立人との対話に向けた努力を行うことを追加して記載しているところでございます。

次、7)のところは、こちらは個別にご説明してまいりました、JICAのコンプライアンス審査と紛争解決のための対話の促進、そのどちらにより重きを置いた調査を希望するかというのを記載できるようにするというです。

9)、10)のところは、さはさりながら、できればこういった情報も記載していただきたいということです。

第10項、「異議申立手続のプロセス」についてです。(2)のところは、個人情報の守秘について、より適切に守秘が為されるように「希望する場合には」というのを削除してございます。

(3)の予備調査の関連記載は、英語のご指摘いただいた、申立人の誠意を疑っているかのような表現に聞こえるようなところや、語弊がある表現についての調整が続いています。

そのまま4)までいきますが、ここのところは方針案で明示的に記載はしておらず、論点として1項目として設けてはいなかったんですが、意見公募に際して、「特段の事情」というのは何ですか

というようなお話もいただいていたので、より具体的な表現に修正したところでございます。また、その場合の審査役の対応についても記載をしているところです。

(4)の1) 手続開始決定について、こちらは通底して、二つの目的のどちらに重きが置けるかというのを、手続開始決定のときに決めて通知することができるというのを記載しました。

そのまま5)のところまでいっていただきますと、こちら青字のところ、方針案にこれまで明示をしていなかったところですが、方針案に明示していないというか、論点のひとつとしてたててはなかった部分ですが、申立が却下された際に公式に抗議できるプロセスを導入すべきという意見に鑑みまして、申立却下に対する意見書もほかの意見書同様に公開対象であるということを情報公開のスタンスとして明示させていただきました。

それから、そのままいって(5)の「ガイドライン遵守に係る事実の調査」の中の3)のところです。相手国等へのヒアリングのアレンジ方法については、前回いろいろとご意見を賜ったところですが、こちらの部分は、この緑字のところは今回の修正案になっています。現行の手続要綱では、「当初は事業担当部署を介してヒヤリングのアレンジを行う」というふうに定めていたわけですが、審査役の独立性・中立性の制限が懸念されるということが改めて寄せられたことから、事業担当部署を介してのアレンジを必須とはしないような形での記載ぶりにしています。

ただ、一方で前回もご説明申し上げたとおり、審査役がJICAを通さずにヒアリングを求めた場合に相手国が応じない可能性等々も考えられますので、審査役の判断でJICAの関連部署にアレンジを依頼することは可能とし、それを審査役の権限と義務のところに合わせて記載します。

続きまして、(7)の外部専門家の活用のところです。こちらは1度ご説明申し上げましたが、審査役が必要に応じて活用することができること、それから、手続については最後の第15項の「事務局」のところにも関連してきますが、契約に係る手続については、審査役の指示の下で、JICAが実施するというのをあわせて新たに記載してございます。

第11項、理事長への報告のところをご説明させていただければと思います。

(2)は、論点5-2というところで関連の議論があがっており、前はこちらもご議論いただいたところです。審査役による業務停止勧告についてです。これまでご説明してきましたとおり、ほかのドナー等を鑑みましても、審査役による事業の停止の権限がないというのは明確であるということ、ここについては委員の皆様からも特段のご異論はなかったと理解しています。一方で、事業停止の勧告については、現在の「当該案件の遵守状況の改善するため」という表記から、必ずしも事業停止勧告の可能性を読み取ることができないのではないかと、というようなご意見もいただいています。今回、審査役には事業停止の権限はない、という状況ではありながらも、方針案としてこの緑の字の記載ですが、「環境社会配慮の確保が不可能で重大で望ましくない影響が見込まれると判断した場合には、事業の停止を理事長に具申することもあり得る」としています。実際としてはできる、ということを書いております。しかし、現行の、当該案件の遵守状況の改善という表現では、案件の継続が前提になっているようにも読めるので、そういう意味で、JICAの不遵守状況を改善というような形で修正しています。

なお、EBRD以外のドナーは停止勧告についても記載していないという状況もありますので、今回はこういった表現にさせていただければと考えています。

続きまして、(5)のところに入ります。申立人意見書の事業担当部署への移送、事業担当部署

の対応についてですが、審査役の報告書が直ちに当事者に対して送付されるのみならず、ウェブサイトで公開されるということを示明してございます。また、当事者からの意見書のほうも速やかに公開するという点、事業担当部署は、審査役から申立人の意見書を移送された場合に、「当該プロジェクトのモニタリング結果の内容を含む実施監理に反映させる」ということで、対応について3者が明確に動けるように記載をしています。

第12項、「事業担当部署からの意見」ですね。それらに対して事業担当部署がどのように対応するかということで、基本的には現行の規定を維持する形ではありますが、少し平仄を取ってわかりやすい表現にしております。

第13項の「報告書および意見書に基づく対応」のところですね。(2)ですけれども、この審査役の報告内容について「今後のガイドライン遵守確保に向けた総合的・組織的な対応策等についての助言を年次報告書に記載することができる」ということで、助言機能について強化していくようなことが読み取れるような形で記載しています。

第14項の「情報公開」のところですね。(5)ですが、こちらの部分是对処方針案で記載はしていなかったのですが、異議申立制度の周知を図るために、他の広報部署のみならずそのほかの関係部署も手続の周知に努めるということを追記しています。

(6)につきましても、事業担当部署がさらに周知方法について、より取り組んでいくということを示明している状況です。

(7)、こちらについてはガイドラインにあわせた形で広げた表記となっております。

続きまして、第15項、「事務局」のところでございます。こちらにつきましても、前回いろいろとご議論いただいたところでございます。特に現地調査の調整というものを事務局が行うことについてご質問いただいたと理解しています。少し具体的な形で記載するというので、前は事務局の役割体制について方針案をご説明をさせていただいたところですが、逆に細かく書くことによって疑義が発生するので、趣旨のところに戻って、審査役の判断の下、審査役がその職務を遂行するうえで必要な補助という考え方にに基づき、表現のほうをシンプルにして今回の改定案を作っています。

また、事務局の続きですけれども、赤字がクロスアウトされているところは、何度か申し上げましたとおり、外部の専門家について審査役の権限のところ一言追加という形で調整しています。

最後に第16項ですが、「見直しおよび経過規定」、こちらについて透明性に配慮したプロセスということを示明、それから、ガイドラインが適用される「プロジェクト案件」という、文言の調整を行っています。

以上が本日の改定案について、具体的にこれまでの方針案を付したところのご説明となります。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ちょっとご説明のところいくつかおさらいをさせていただきます。特に重要な点についてと、あと若干資料に不備がありましたので、まずお手元の資料の7ページになりますけれども、あと、新しいほう、新しいというか変更後の資料を事務局の投映のほうでお願いしたいんですけれども、前回ご議論いただいたところで大きく4つご意見の重要な点がございました。

一つ目が申立期間のところでございます、お手元の資料で7ページに8として異議申立期間ということについて前回いくつかご意見をいただきました。それに基づきまして、文案として今画面に

出ておりますけれども、実は変更後のほうを見ていただきたいと思います。変更後のほうですね。あえて読み上げさせていただきますけれども、有償資金協力、無償資金協力、開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクトおよびこれに類する事業や関連する調査のうち、ガイドラインの対象となる案件については、カテゴリ分類結果の情報公開以降、プロジェクトが終了して1年が経過するまで異議申立を行うことができる、こういう形ですね。さらに、プロジェクト終了後、JICAがガイドライン上のモニタリング結果の確認を行う場合には、その期間においてガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能である、前回のご意見を踏まえてこういう形で改定してはいかがかと、そういう形でのお話を今いただいております。これが1点目。ただ、この点については若干資料の不備がございますので、確認をしていただきたいというところ

です。もう2点目が資料でいいますと、15ページの担当部署の関与についてです。これは前回担当部署が当初関与する範囲についてのご説明がありましたので、15ページの上のほうですね。ここですね。14ページからかかっておりますけれども、相手国に対してヒアリングを行う場合には、関係部署がヒアリングのアレンジを行うという形での文案の修正をご提案いただいております。これが2点目です。

3点目がこれは前回、鈴木委員、村山委員からもご指摘のあった事業停止に関わる提言についての取り扱いでございます。これは16ページになりますかね。一応解釈上は、審査役が事業停止を行い、事業停止を申し出て、それが直ちに事業停止の効果を生じるということは多分ローン契約とかグラント契約の関係上、現実には難しいといえますか、実現がなかなか難しい点がございますけれども、しかし、従って審査役がダイレクトに事業停止の効果をもたらす意思表示をすることはできない。しかしながら、全体の状況から見て改善のためには事業停止がやむを得ないという状況においては、事業停止するというを理事長ないしJICAに対して具申するということが可能だと、そういう解釈を明示していただいたうえで、今画面にありますけれども、JICAの不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる、こういう形で解釈の明確化とともに表現の若干の変更をすると、こういう点でございます。

もう一つは、先ほど事務局の扱いとして21ページに事務局の役割について修正をいただいたと。全体として、まず今まで議論させていただいた方針を文章に落とし込むということとともに、今の4点は特にご確認をいただきたい点でございます。

1点目については、申立期間については若干資料に不備がございますので、もう1度画面をお願いしていいですか。今画面に出ております変更後というのが、今現在では改定の文章としての議論の一応到達点、現在の到達点ということでございます。

以上をもちまして、ちょっとご説明が若干行ったり来たりで恐縮でございますけれども、前回いただいた4つの点を含めて対応させていただいております。今までのご説明を含めて順次ご発言、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、折田さん、聞こえますか。

○折田 聞こえております。

○原嶋座長 今までのところで何か補足ございますか。

○折田 資料の不備等申し分けございません。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、委員の皆様、今までご説明のあったところ、とりわけ改定の文案としてどういう形で落とし込まれているか、反映されているかということですね。こういったところを含めてご意見を順次頂戴いたしますので、ご発言を希望される委員はサインを送ってください。

鈴木委員、聞こえますか。よろしくをお願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。いくつかコメントも含めて意見を言わせていただきたいと思います。

順番にいくと、一つ目が6ページの申立人の要件というところで、当該国の二人以上の住民により為されることが必要であるという規定があります。これは前回質問させてもらって、世銀もADBもそういう書き方になっているというようなお話をいただいたと思うんです。基本的に何人もの人たちがやっぱり必要だと考えることが望ましいという意味で、一般論としては二人以上というのは理解できるんですけども、例えば影響を受ける人が一人しかいないけれども非常に深刻な影響を受けるといったときに、その人は申立ができないんだろうかと疑問があります。そのところはよくご説明をいただけなかったような気がして、原則として二人以上と例えば言うのであれば理解できるんですけども、一人しかいない場合もあり得ると思うんですね。例えばある特定の地区で一人しか関わっている人がいないようなケースというものがあった場合に、その人は異議申立ができないのでしょうか。できないというのはちょっと疑問があると思うので、そこは原則としてとかそういういったものが必要じゃないだろうかと思いました。その点について見解をいただけたらと思います。

次が7ページの、座長からもお話があった異議申立の期間のモニタリングとの関係なんですけれども、モニタリングに関しての話というのは、モニタリング結果の確認に係る環境規定不遵守を指摘する異議申立が可能であるという書き方になっていて、アセスメント書等でモニタリングをこういうふうに行いますよといったモニタリングのやり方が不適切であるといった場合には、それに対して異議申立が可能である、そういう意味かなと私は解釈したんですが、それでよろしいだろうかということなんです。

なぜそれを聞いたかということ、モニタリングの結果としてアセスメントの結果と明らかに異なるような結果というのが出てきたときに、それを根拠として異議申立をすることができないのか、ちょっとその点がうまく理解できなかったんです。モニタリングは今まで何回かどれだけの期間モニタリングをするんですかという質問をさせていただいて、原則2年程度というようなお話だったかと思います。2年間のモニタリングをやっている中で、実は不具合が生じてきて、アセスメントの予測結果と違うといった結果が出てきたときに、それを根拠にして異議申立をすることができないというのはちょっとどうなのかなと思ったので、この点についても見解を教えていただければと思います。

それから、その次は9ページのところで、JICAの担当部署の関与ですけれども、これは努力義務ということになったということで、私はこのように規定を修正してもらってありがたいな、これで結構じゃないだろうかというふうに思っております。

それから、その次が14ページから15ページにかけてのところなんですけれども、ここも前回私どもの意見を受け入れていただいて、審査役がJICAの関連部署にヒアリングのアレンジを依頼することができるとなりました。「できる規定」になったということで、これは大変結構な修正ではないかと

思い、それで結構じゃないかと思えます。

それから、その次が16ページから17ページにかけてですけれども、これも先ほど座長からもお話がありました。不遵守を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる、表現として私はこれで結構だろうと思えます。ただ、ここの右のほうに書かれているような話というのは、これはFAQか何かで記載をされるんだろうか、その点よくわからなかったので、確認をさせていただければありがたいなと思えます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆様ございますでしょうか。村山委員からもいくつかご指摘いただいております。村山委員、聞こえますか。

ほかございますでしょうか。

○村山委員 すみません。ありがとうございます。軽微なものも含めて4点ほどあります。

一つは横表の5ページ、ここはあくまで表現上の問題で、異議申立審査役の(5)で先ほど折田さんからもご説明いただいたのですが、審査役間で話し合っただけで決定するとなっています。「話し合っただけ」というのは少し口語的なイメージがあって、例えば何か協議の上というような表現のほうが要綱としてはふさわしいのかなと思えます。これは表現上の問題です。

二つ目が横表の14ページですね。手続プロセスの(5)で先ほどご説明いただいたとおり意見書についてはウェブサイトで公開するとなっています。これについては基本的には方向として良いと思うのですが、申立人の意見書が公開されるということに少し個人情報の取り扱いについて注意がなくていいかなというのが気になりました。なので、例えば個人情報の取り扱いに配慮したうえでとか、何かそのような表現を加えておいたほうがいいのかということですね。これが二つ目です。

それから、3つ目が16ページで理事長への報告の件で、(2)のこの表現でいいとは思いますが、前から気になっているのは、「改善のために必要かつ可能と思われる」という形になっていて、必要というのはわかるのですが、可能と思われるという実現可能性についてここで求められるということに少し引っかかっています。例えば必要なことについて具申をする、そのうえでJICAとしてそれを受け取ってどういったことが可能かということ判断していただくのはあり得ると思うのですが、審査役のほうで実現可能性まで検討できるかどうかというのが少し引っかかっています。この点についてももしご検討いただけるのであればお願いをしたいというのが3つ目です。

それから、最後4つ目が20ページですね。(6)でこれについて新たに加わった点だと思うのですが、「事業担当部署は」の後ですね、環境社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトを実施する場合にはと、この文言が入っています。これはこういう条件をつけているということだと思うのですが、情報公開という意味では、こういった可能性があるかどうかは別にして周知はすべきだと思うんですね。そういう意味では、この「場合には」という言葉はなくてもいいのではないかと。広く周知をしていただくということが大事なような気がするので、ここの文言を削除することについてご検討いただけないかということが4つ目になります。

以上、4点申し上げました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、傍聴席にご参加の傍聴者の皆様も含めて。

黒木委員、聞こえますか。お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

単純に言葉の確認なんですけれども、異議申立期間のところプロジェクトの終了期間というような、プロジェクトの終了という言葉があったかと思うんですけれども、具体的にいろんな側面つまり、調査の終了からDD（詳細設計）、CS（施工監理）、その後の環境モニタリングとかなりの期間もあるため、プロジェクト期間の定義について教えていただけると幸いです。

○原嶋座長 ありがとうございます。重要なご指摘をありがとうございます。

ほか、傍聴者としてご参加の皆様も含めて、もしこの機会でご発言希望がありましたら承りますけれども。

傍聴室、どなたかいらっしゃいますか。傍聴室、お願いします。

○波多江氏 ありがとうございます。FoE Japan、波多江です。

○原嶋座長 ちょっともう1度、すみません。ゆっくりお願いします。

○波多江氏 通し番号でいくと49ページ、通し番号でないと15ページの（7）の外部専門家の活用のところ、改定案の内容についてはこの形なのかなと思ったんですが、JICA方針案のほうに前回も少し議論させていただいた審査役の安全な調査の効率性を確保するためにJICAの関係者が同行せざるを得ない場合は事前に申立人に説明するところが書いてあるんですけれども、JICA方針のほうの内容は、例えばFAQなどでまた明示されるものなんでしょうか。もしそうであれば、もう少しこのあたりの文言というか内容を議論させていただきたいと思いましたので、お伺いさせていただきます。

また、その一つ前の事前に申立人の意向を踏まえて通訳ですとかファシリテーターを調整するというのは非常に重要な部分ですので、逆にこれは改定案のほうにはもちろん明示は今されていないんですけれども、ここもFAQに書かれるのか、そういったところを少しクリアにさせていただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、ほかございますでしょうか。一旦承りまして、少しまとめてレスポンスさせていただきますけれども。

特になければ、ここで一旦換気のための休憩を取らせていただきまして、鈴木委員、村山委員、黒木委員、そして、波多江様からいただいておりますので、まとめて対応をご説明させていただきますので、よろしいでしょうかね。

特になければ、ここで10分ですから、15時5分再開ということを目途に休憩させていただきます。よろしく願いします。

それでは、15時5分まで休憩です。

14:54 休憩

15:07 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

先ほど鈴木委員からは大きく二つ、あといくつかコメントございましたけれども、あと、村山委員から4つ、黒木委員から一つ、あと、波多江様からいただいておりますので、事務局のほうから

レスポンスを順次お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○折田 ありがとうございます。

まず、鈴木委員のほうからいただいたご意見について、考えを述べさせていただきます。申立人の要件で、二人以上となっているところで、一人でも深刻であるとき等を考えたときに、申立ができる形であるべきではないかというお話です。

これまで数次にわたってご説明、ご議論させていただいてきたように、今回の改定はそんなに大幅なものではないですが、まさに鈴木委員がこれまで何度もおっしゃってくださったように、異議申立に至るまでのところのプロセスをできる限り丁寧に確保するというコンセプトでもって、いろいろなところを作り込んできています。そういう意味では、異議申立に至る前での丁寧な関係部署との対話や相手国との対話など、そういうのを考えたときに、今の二人以上のままにできないかなというのは考えてございます。本当に深刻な状況であったときに、それらの対話をそれぞれ行えば、恐らく一人であってもきちとした対話のトラックに乗っていくことが望めるでしょうし、また、ほかの人と一緒に二人となって申立したりなど、いろいろなことが可能になるのではないかと思います。

それから、2点目ですが、モニタリングとの関係のところについて、すみません、2点目は審査部のほうから回答しますので、1回飛ばさせていただきます。

3点目と4点目につきましては、鈴木委員のほうからご了解というか、いいんじゃないかというコメントをいただきまして、どうもありがとうございます。

それから、5点目のところなんですけど、FAQでこの考え方を書くかというお話について、ご承知のとおり16項目のみの異議申立要綱ですし、これまでFAQという形で別書類というものを設定してきていないと。一方で、ここ諮問委員会の議論と、それぞれの文言が意味するところ、もしくは私たちが意図するところというのは、本日使用した資料も議論も含めて全て記録に残って公開されていきますので、それをもって齟齬が発生しないような形で今後においても運用していけるのではないかと考えています。

また、村山委員のほうからいただきました、ちょっと第4項のところの「話し合っ」が口語的ではないかという点につきましては、ご指摘のとおり、協議のうえ等もう少し適切な文言に調整をしたいと考えています。

村山委員の2点目、14ページの手続の(5)のところですが、個人情報に配慮したうえでということをおっしゃっていただいていますけれども、第14項ですかね、情報公開につきましては、第14項のところにもまとめて記載してございます。ここの第14項の3)、19ページにあたりますが、ここのところにしっかり配慮されることが読めるのではないかと思います。不開示とすべき事項の有無について確認したうえでということですので、このところで読めると考えますが、これだと必ずしも十分ではないとお考えかというのが今こちらで考えていたところなんです。

それから、村山委員からいただいていた3点目のところですが、理事長報告のところ「必要かつ可能」の「可能」は落としてもいかがかというお話をいただきましたが、やはり審査役の言葉は大変重いものです。調査を行って大変なプロセスを経て審査役というお立場の方からいただく言葉というのは重いので、そういう意味では、本当に可能かどうかというのは別として、やはり審査役のご理解の範囲の中では可能であろうと思うところをいただくというのが必要ではないかと。言葉

を選ばずに申し上げれば、何でもかんでも、JICAにとって可能でも可能でなくても、とにかく記載いただくというよりは、吟味した形でご意見を賜ればというふうに考えています。

20ページのところですが、異議申立の周知のところ、こちらの、「事業担当部署は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトを実施する場合には」というところ、これは要らないのではないかとおっしゃっていただいています。意図するところは、やはり重大な案件というのは周知をやらなくてはいけない、特にカテゴリAのところはしっかりとカバーして、そのほかについても必要な部分についてはカバーして、ということを考えていますので、このままの記載で、一定程度、「努力」として前に進んでいけないかなと思っているところではあります。

最後のところ、傍聴席のほうから外部専門家のこととかいくつかのコメントをいただきましたが、同様に本日ご指摘いただいた議論については公開していく、残っていくというところですので、FAQには落とさないような形、そういったものは作成しないということで対応しつつも、認識の共有を図っていけないだろうかと考えているところでございます。

以上です。

審査部のほうからご説明と、それから、フロアのほうから補足情報があるかもしれませんので、お願いします。

○小島 審査部の小島でございます。

鈴木委員からいただいた二つ目のご質問ですね。主にモニタリング期間中の異議申立はどうかというお話だと承知しました。いろいろな話をするとややこしくなるので、仮にものを作るプロジェクトの場合を想定すると、資金協力の中でもものを作って、その間については、建設期間中においては、当然ながらモニタリングの対象期間になります。そこから供用開始というのが多くのものを作るプロジェクトで、プロジェクト終了ということになると思います。

その後もモニタリングは続きます。モニタリングは多くの案件で2年後もしくは3年後に行う事後評価まで続けられることになります。なので、プロジェクトの建設作業は終わっているけれども、モニタリング期間は続いているというような期間が1年から2年ほど生じることになります。その間において既に供用開始されて、だけれども、例えば大気汚染がひどいというようなことについてモニタリングがされているのにJICAが十分な対応をしてこなかったということで、モニタリングに係る異議申立をしていただくことは可能です。

ただ、その場合であっても、もう異議申立を問うのはJICAに対して問うものであるもので、供用開始後においてはJICAの関与は少ないということになりますので、相手国政府にきちんと大気汚染の基準を守るというようなことをJICAから相手国政府なりに申し入れることができるようになるのかなというふうに思います。今回の改定によって、本体建設事業の異議申立の期間はプロジェクトが終了してから1年が経過するというところまでなので、その期間は長くなりますが、今ご説明したような形になります。

もう一つ、黒木委員からいただいた終了の定義についてでございます。

これも事業によっていろいろ定義されているところはあるんですが、先ほど申し上げたように、ものを作る案件においては供用開始というのが一つプロジェクトの終了の定義になります。技術協力においては、専門家を派遣してプロジェクトに協力するということになりますので、そこも事前

に期間を決めて、その期間、何年の何月何日までというのが終了したら、それをもってプロジェクト終了ということになります。当然ながら途中段階でいろんな事情の変更によってプロジェクト終了の時期が変わったりすることはあります。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。ちょっといくつか私のほうから補足で、今のモニタリングの件ですけれども、一つは鈴木委員からの大きな問題としてアセスの結果とモニタリングをした結果に齟齬が出た場合をどうするかということと、あと、黒木委員からのご質問の中では、どちらかというハードものはわかりやすいんでしょうけれども、いわゆる調査などではプロジェクトの終了という時点の捉え方についてどう扱うのか、そのあたりいろんな多様な形態があると思うんですけれども、いわゆるハードウェアではないものについてはどういう感じなんですか。その2点、ちょっともう1度確認でお願いしていいですか。

○小島 まず、黒木委員からご質問のあった中で、主に技術協力あるいは調査で行うもののプロジェクトの終了の定義をどう行うかということなんですが、私たち開発調査を行うに当たっても、技術協力プロジェクトを行うに当たっても、プロジェクトの開始の時期と終了時期は必ず決めて行います。それと専門家の帰任時期というのは必ずしも一致しないんですけれども、きちんと決めて、そこまでを協力期間というような形にして技術協力なり調査を進めるということになっています。

○原嶋座長 あと、鈴木委員からの環境アセスメントの結果とモニタリングの結果が簡単に言うと齟齬が、結果が違ったと。それというのは異議申立の対象になるのか、もしそれを不遵守と捉えるかどうか、その辺の解釈は難しいんでしょうけれども、そういったことが出た場合にはどういう対応が考えられるのかということを今わかる範囲で。

○小島 例えば建設期間中に建設機材などによってもくもく煙が出ているというような状況で、それが環境基準を上回っている、あるいはアセスで想定された基準を上回っているというのは、当然ながらプロジェクトの異議申立の対象になり得ると考えます。

モニタリングに対する異議申立は何かというと、JICAがきちんとその結果を踏まえて対応しているかどうかということがポイントになるのかなということです。例えば私たち多くのプロジェクトにおいては半年に1度モニタリングレポートを受ける、受領することになるんですが、その結果において、そのモニタリングレポートに環境基準を超えていることが明示されていて、かつそれに対して何もしていない状況を放置しているというのは、これはJICAとしてモニタリングの義務を果たしていないということになりますので、異議申立の対象になり得るものではないかなと思います。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今いくつかレスポンスいただきましたけれども、鈴木委員、聞こえますでしょうか。

○鈴木委員 聞こえます。

○原嶋座長 一応そういう形での対応が想定されているということでありましてけれども、内容的について受け入れ可能かといいますか、許容できる範囲かどうかということについてのご反応を頂戴したいと思っておりますけれども。

○鈴木委員 まず、モニタリングについて言えば、ご説明の趣旨は理解しました。とりあえず書けることはそんな感じかなと思います。モニタリングの項目とかそういった事後のモニタリングの方

法について、アセス書で書いてあることが守られていないということであればちょっと問題かなと思ったんですが、結果についてやっぱりそれがアセス書と違った結果が出ている場合には不遵守の申請ができるということであれば、それでいいのかなというふうに思います。

ただ、この表現だけで十分理解できるかどうかよくわからなくて、もう少し丁寧に解説してほしいと思うんですが、FAQがないということになると、どこでどうやってもうちょっとしっかりわかるように解説してもらえるのかなというのはちょっと疑問のあるところです。そこは何らかの工夫というものをしてもらえるとありがたいなと思いました。

それから、もう一つ、前のページになりますけれども、二人以上の住民により為されることが必要であるという先ほどのご説明は、事前にいろいろ相談するから何とかなるでしょうという説明と理解しました。そういうのは何かあまりロジカルな説明のように聞こえなかったんですけれども、やっぱり一人だけ、例えば1軒だけ家があって、その人だけがすごく影響を受けるとかという話のときに、それは無視していいんだという話はなかなか世の中に通らないんじゃないかと思います。原則として二人以上というのは、二人だか5人だかというのは判断の問題でしょうけれども、あっていいのかと思うんですけれども、やっぱりそういう特殊ケースについて一切配慮がなくていいんだというのはどうかなと思うんですけれども、その点について先ほどのご説明ではちょっと納得ができませんでした。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

村山委員、聞こえますか。

4点頂戴しておりますけれども、1点目は多少文章の表現について変えることの可能性ということですが、個人情報については第14項で包括的な規定があるということですね。あと、3番目の可能ということについては、これはあくまでも審査役が可能ということ判断するということになるかと思しますので、こういったことは審査役の側で可能な判断をしたうえでの提案といえますか、ご提言をいただくということで、現状のままではいかがかということです。あと、最後の点についても一応そういう条件を書くということを残しておいてはいかがかというご説明でしたけれども、いかがでございましょうか。

○村山委員 ありがとうございます。

3点目の理事長への報告については、ご説明の内容は理解をしておりますが、事業の停止も具申は可能ということを見ると、この必要かつ可能と思われる方策という中に事業の停止が入るのかどうかというのは、まだ疑問が残るところはありますが、ご趣旨はわかりましたので、理解をするというところにとどめたいと思います。

それから、4点目の情報公開の点ですが、先ほどのご説明だと、カテゴリとの関係があるというお話があったのですが、もしそうであれば、もう少しカテゴリのことを明示されたほうがよいように思いました。

それから、異議申立はやはり事業実施側が想定していないことが出てくる可能性があって、そういうことを考えると、必ずしも事業実施側が想定した重大な影響だけではない気がします。ですから、そういう意味では、私はこの点についてはやはり条件をつけない形で示したほうがいいのかなと考えています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

先ほどのちょっと可能というところですが、これはあくまでもJICAが可能と考えるわけではなくて、審査役が可能と判断するというのが重要でありまして、あと、事業停止の効果については先ほど説明もありましたけれども、審査役がそういう意思表示をすることによってダイレクトに国際契約がキャンセルされるという事態は、なかなか現実的には構成しにくいということがありますので、それとは若干性質が異なる点だろうと思うんですね。

あとは、仮に深刻な影響があつて事業停止ということを提言せざるを得ない状況にあつた場合、それを受け止めたJICAの側が法律的に、あるいは国際契約のうえでどういう対処をするかということはいろいろな選択肢があろうかと思えますけれども、必要でかつそういうことが不可能ということではないということでもありますので、あくまでも審査役の側の主観といいますか、判断というところでご理解をいただければというふうに考えております。

黒木委員、今のご説明、審査部からのご説明がありましたけれども、黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 プロジェクト終了というか、この対象期間のところがよく考えてみるとよくわからないところがあつて、調査期間であれば我々コンサルタントがJICAさんと契約した期間というのが調査の期間に当たるのかなと思えますけれども、プロジェクトとしては、その後コントラクターの調達期間、コンサルタントの調達期間、それでDDCsというところまでがプロジェクト終了と考えた場合、工事中までが、調査期間からDD-CSに入る期間も含めて一貫してプロジェクト期間として捉えていいのかという確認と、もしそうであれば10年スパンでそれが発生することになると思うので、そこまでJICAさんのほうで対応しきれない期間なのかなというところがちょっと疑問としてありました。

以上です。

○小島 協力準備調査と事業本体は分けて考えてもいいのかなというふうに承知しておりますので、一貫して協力準備調査からそれによって形成されて資金協力の事業本体までを一つのプロジェクトと見るという必要はないのかなというふうに考えています。

以上です。

○原嶋座長 折田さん、聞こえますか。

○折田 聞こえます。

○原嶋座長 今、冒頭の鈴木委員から再度ご指摘がありましたけれども、申立人の要件として2名以上ということですね、これについてはほかの類似機関といいますか、国際金融機関と足並みをそろえるというところと、濫訴といいますか、みだりに申立制度を利用するということの回避ということだということでしょうか。この二つでしょうか。ほかにもうちちょっともし補足がありましたら、ご説明をお願いしたいと思いますけれども。

○折田 今頂戴した鈴木委員のご指摘のみならず3点ほどコメントさせていただいてもよろしいでしょうか、原嶋座長。

○原嶋座長 お願いします。

○折田 1点目ですが、原嶋座長おっしゃった2つの考え方に加えて、先ほど申し上げなかったのですが、やはりJICAの中で本件を議論するに当たって、客観性の確保というのが極めて重要で

はないかということをご常々考えてきています。このガイドライン自体、ご承知のとおり濫用の防止のために、審査役のほうでいろいろな確認等を行ったりもするわけですが、一定程度の行政コスト等も考えたとき、適切に申立が行われなくてははいけない。何らかの重大な問題を被り得る方をこの制度でもって適切に対応するというと同時に、一方で客観性を確保するという、両方のバランスを取ることはとても重要だと思っているので、そういう意味ですと、やはり二人というところを、基本的には重要視したいということを考えています。

それから、2点目のところは原嶋座長のほうからも補足いただきまして、ありがとうございます。村山先生からも考え方としては理解するというので、審査役が考える「可能」であるということ、ありがとうございます。

3点目ですけれども、3点目の部分のカテゴリAの話などもちょっとさっき申し上げましたが、おっしゃるとおり、そのところを逆にそういった細かい記載の仕方でもって担保していくというよりは、基本的にやはりあらゆる案件について努力をしていくということで、村山先生が当初おっしゃった前半の「環境社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトを実施する場合には」という文言を削除することで対応したいと思いますが、いかがでございましょうか。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは、今の点、ページで言うと20ページのところですね。村山委員からのご提案がありましたけれども、環境社会への重大で云々場合にはというところについては、やはり村山委員のご提案を尊重させていただくということかというふうに承りました。

鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 聞こえます。

○原嶋座長 申立に一人、これは確かにご指摘のとおり、事業によって唯一影響を受ける場合という、なかなか現実には少ないような感じもいたしますけれども、起こり得ないわけではないとは思いますが、けれども、やはりそれ以外の条件を確保するうえでは、一人というのは少し弊害もあるのではないかとということですので、いかがでございましょうか。

○鈴木委員 二人であれば客観性がある、一人であれば客観性がないというのは、私は合理的な説明ではないと思っています。私はこの意見を変えるつもりがないので、必要があればパブリックコメントで意見を出させていただきます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、傍聴室の波多江様、聞こえますか。

○波多江氏 聞こえております。

○原嶋座長 異議申立の要綱についてはFAQという形では想定していませんけれども、いろいろご意見いただいたものを今文章という形でまとめて、これを一つのエビデンスとして残して今後の解釈において役立てていくということでございます。今レスポンスがありましたけれども、ご反応について教えていただければ幸いですけれども。

○波多江氏 ありがとうございます。

FAQには残らないということで、前回の議論、そして、今日の議事録が公開で残っていくのかと思いますので、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、私たちとしては事前に

やはりモニタリングの意向を踏まえて調整するというのが非常に肝というかキーになってくる
ところであって、そこは非常に重要なので、ぜひ審査役がこれからオペレーションされる際には、
ここを外部専門家とともに留意していただきたいというふうに思っております。

片や審査役の安全ですとか調査の効率性を確保するためのJICAの関係者の同行というのは、私た
ちとしては少しやはり想定がしづらいというか、想定できないなと思っているところでして、例え
ば申立人の方たちの安全性を私たちが考えた。審査役の安全性をと書いてあるわけですけれど、
申立人の方たちの安全性を考えたときに私たちが、すみません、私たちは例えばJBICさんの異議申
立のときに私たちは申立人の方と審査役の方の面談のアレンジをお手伝いさせていただいたときと
か、やはりどうやって政府関係者であるとか事業関係者の目が届かないとか、そういった視覚
がないところで面談を設定するかということが申立人の方のセキュリティを確保するうえでは本
当に大事だったんです。

それを考えたら、例えば場所が政府関係者のものではないことであるとか、例えばミャンマーで
あればミャンマー国有系企業の建物ではないとか、いろいろ配慮する部分があります。それから、
例えばユニフォームを着ていない、制服組でない諜報機関の方たちがあまりうろちょろしていない
ようなところとか、いろいろ考えなければいけないわけなんですけれども、そういったことを考え
たときにやっぱりJICAの方の同行が必要とか、すみません、これは申立人の安全性を考えてのこ
とですけれども、審査役の安全性のことを考えても、あまりJICA関係者が同行する意味がどこにある
のかなというふうにちょっと思ったところです。

それから、治安関係で審査役の安全面というのを考えたときも、何かJICAの関係者がどういう方
を指しているのかわかりませんが、JICAの関係者が同行したからといって安全性が確保できるとい
うのはちょっと想定をしにくいので、例えば意見としては、ちょっとこのJICAさんの方針案とい
うか、ご意見というのはあまり納得がいかないということがあるということで意見をさせていただ
いています。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうも大変貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、先ほど鈴木委員からもいろいろご意見についてはまたパブリックコメントでも頂戴で
きるということでございまして、一応差し支えない範囲で今日のところは先ほど村山委員からご指
摘のありました話し合いという言葉の何らかの形での置き換えと、あと、20ページのところの限定
条件の何々する場合、これを削除する、この点について今提案の改定文を本日の議論の結果として
直して、差し支えなければ、次の段階としては、これを広く公表させていただいてパブリックコメ
ントにかけて、さらにご意見をいただいたうえで、またその結果を踏まえて委員皆様のご意見を交
換させていただくというステップに進めさせていただきたいというふうに考えております。

ちょっと若干議論が十分煮詰まっていないところもあろうかと思っておりますけれども、いくつかの点
ですね、申立人の数の問題と外部専門家のところ、これは少し意見に差があるところでござい
ます。現在のところでの到達点としては、今お手元の改定案のうち先ほど村山委員からご指摘のあ
った2点の見直しをもって、パブリックコメントにかける素案、素々案という形にさせていただ
きたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。今までご発言の
ない委員の皆様も含めまして、ご意見を頂戴したいと思いますけれども。

一応ステップとしては、1か月ほどのパブリックコメントがありまして、特に順調に進めば9月ぐ

らいにまたお集まりいただいて、さらにご意見を交換させていただくということになるかと思えます。

田辺委員、どうぞお願いします。

○田辺委員 すみません。パブリックコメントの期間に関してです。

○原嶋座長 田辺さん、ちょっと声が途切れました。もう1度お願いします。声が途切れています。聞こえますか、田辺さん。田辺委員、聞こえますか。

ちょっと田辺委員、お待ちください。木口委員、聞こえますか。

○木口委員 木口です。

○原嶋座長 ちょっと順番、申しわけないです。田辺さんは今ちょっと通信状態があれなので、木口委員、お願いします。

○木口委員 恐らく田辺委員も同じことを発言されるのかと思ったんですが、前回のガイドラインの改定でのパブリックコメントの期間なんですが、今1か月というお話だったんですが、もうちょっと長かったのではないかというところで、今回短くされた理由をご説明いただいて、できれば前回と同じ長さを確保していただけないものかと考えております。

それから、特に海外での周知ですね。日本の場合はJANICさんとかネットワーク系のところといういろいろも周知をされていて、それなりに関心のある方々に届くかと思うんですが、海外の場合、少し難しいかと思いますので、どのような周知方法を計画されているのか、もしもう既にご予定があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 聞こえます。

○原嶋座長 木口委員と重複しない範囲でお願いします。

○田辺委員 すみません。木口委員と同じ質問だったので、大丈夫です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントについては、実は異議申立だけではなくて、この後議論になりますガイドラインについても同じような手続を考えておりますので、今ご指摘の点については後ほどまとめて事務局のほうからレスポンスをお願いするようにします。

それでは、差し支えなければ先ほど申し上げましたとおり2点微調整がございます。あるいはちょっと誤字脱字などはもう1度チェックしていただく必要があろうかと思いますが、一応今お手元にあるものの若干のマイナーチェンジを加えたものをパブリックコメントに当てる素案としてご了解いただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして、次の議題に移りたいと思しますので、ちょっと担当者などが変わりますので、ちょっとお待ちください。

では、改めまして3番目の議題になりますけれども、環境社会配慮ガイドラインの改定案の説明ということでございます。これまで議論させていただきました。前回、いくつか大きな点についてご指摘をいただいております。とりわけ田辺委員からE/S借款の表現ぶり、あと、黒木委員、村山委員より環境アセスメント報告書の公開のタイミングあるいはコンテンツのレベルですね。あと、

村山委員から別紙2の環境影響評価の条件と先ほどありましたEIAの公開のレベル、このあたりについては大きくご指摘をいただいておりますので、そこを中心にJICAの側からレスポンスをいただいて、改定案の文面について意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、審査部の側からですか、お願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

お手元にお送りをさせていただきました資料②に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改定文案について文字の修正等もありますので、修正点をご説明させていただきつつ、今座長からご指摘いただきました大きく残る内容について、その後の方針案も含めてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページ目をご覧ください。定義を明確化した部分がございます。定義に「相手国等」というところがございますが、この後も1.6でも「相手国等に求める要件」という規定がありますので、この「相手国等」という定義が重要です。これを明確に「プロジェクトに関係する相手国政府、借入人又はプロジェクト実施主体者」ということで明記をしました。この借入人は相手国政府の場合もありますし、民間企業である場合もございます。

引き続き5ページになります。定義が続いておりますけれども、19の項目で「合意文書」について定義を明確化するとともに、技術協力、開発調査型技術協力におけるRecord of Discussionについて明記をしました。これは前回、ECFAの高梨様からご指摘を受けたポイントを反映したものでございます。

引き続きまして、6ページでございます。1.6のところ、相手国等に求める要件、今後のほかの部分でも相手国政府という記載や相手国等という表現に少々揺らぎがあるという問題意識から、きちんと「相手国等」との用語を使用すべきところは「相手国等」、それ以外のところは別の言葉で明確化するようにしております。

これに関連しまして、引き続き9ページ、2.5の「社会環境と人権への配慮」のところは「相手国」という形で記載、また、その次の10ページ、「参照する法令と基準」については相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令ということで、ここは法令を定めるのは「相手国政府」ということで統一しているということと、その下の5項のところの情報公開、これについても法律ですので、「相手国等」とするのは適切ではないため、「相手国政府」という形で記載をしております。

また、14ページに参ります。ここはEIAの120日前公開に絡むところでございますが、「相手国政府の承認担当省庁」という言葉で統一をしたところでございます。

続きまして、15ページ、これが残る課題の大きな二項目の一つ目となりますが、田辺委員からご指摘をいただいた前回の記載ぶりでは（5）の2項のところに入れ込んでおりましたが、そこでは書き分けがわかりにくく、十分に読み手に伝わらない恐れがあるということで分けて記載するよう修正しております。

具体的には、第3項で、第1項、第2項の記載を受けて、「前項にかかわらず」ということで、「前項にかかわらず、エンジニアリング・サービス借款供与期間中にプロジェクト本体に先行する物理的準備作業において影響が予見される場合には、E/S借款の供与に先立つ環境レビュー時に確認することとする」ということで明記をしております。また、このE/S借款期間中に予見されない影響

が顕在化した場合は、この当該影響について3.2.2の6と同様の対応を取るということで、ここは前回から修正ございません。このような形で修正をし、また、後ほど方針案のほうで説明させていただくFAQの形で具体的に起こる内容をより細かく書きまして、不明確な部分がないように努めております。

引き続きまして、20ページでございます。20ページ、法令、基準、計画等に言及しておりますので、ここも「相手国政府（地方政府を含む）」という形で使う言語を明確化しております。

続きまして、22ページは前回ご説明させていただいた「世界銀行の環境社会ポリシー」という言葉にあわせて、ここも修正をしております。

そして、23ページ、別紙2の記載でございます。ここの中身につきましては、相手国または承認担当省庁、そういったところの用語の整理、また、二つ目の項目では環境アセスメント報告書は公用語または広く使用される言語で書かれている、また、説明に際しては地域の人々が理解できる様式による書面が作成されるということで、この「様式」という表現に言語も含まれているということで簡潔に書いているというところでございます。

以上が改定文案において細かい点の修正をした部分でございます。引き続きJICA方針案のほうに参りまして、ドラフトEIA、承認担当省庁提出版等の記載の部分でございます。具体的には44ページのところでございます。

前回、黒木委員からご指摘をいただいて承認担当省庁提出版もしくはJICAの協力準備調査なしに相手国政府で作成、承認がされているEIAの場合に、ガイドラインに照らして不十分な部分があるケースもあり、その場合にJICAの初期レビューのようなレビューを併せて付してから120日公開とすべきではないかというご指摘をいただいております。

JICAとしては、早期の情報公開にやはり重要点、プライオリティを置いたほうが良いと考えておりました。現地ステークホルダー、また、その他の関心のある方々に対して早期にアセスメント報告書を公開し、そして、内容もしくはリスクの所在を理解いただいて、コメント、アクション等を取っていただくことを想定しております。また、特にここで青マーカーで記載を追記しておりますけれども、現地ステークホルダーにとっては、このEIA報告書ができる前段階で既にステークホルダー協議が行われているという想定でございますので、その中で懸念もしくは意見を表明した点が反映されているかということを早期に確認して、そして、問題があれば現地政府もしくはJICAに対して必要な働きかけを行える期間を十分に持つという観点で、引き続き承認担当省庁提出版の早期公開ということを行いたいと考えております。

そこにJICAのレビューを付すということになりますと、JICAのレビューはそれなりの内容の精査を経たものでございますので、それを待っての公開となれば公開自体は大幅に遅れてしまうというところでございます。JICAのレビュー結果は、いずれにしましても、案件の合意文書締結後に遅滞なく日英で公開がされます。また、カテゴリAについては助言委員会の助言プロセスがございませけれども、その内容は助言が出された時点でJICAホームページを通じて公開されます。そういった内容でJICAのレビューの内容も発信されていきますので、そのような情報公開が別途なされていくというところでご理解をいただければと考えております。

また、一点、次の46ページで黒木委員からご指摘いただいたところで、JICAが協力準備調査でEIA報告書の作成を支援している場合についてどのように取り扱うかというところで、JICAの熟慮

をというご指摘がありました。そのご指摘に対する対応を今回FAQに記載するようにしております。

具体的には、46ページの一つ目の黒ポツでございますけれども、協力準備調査を実施する場合に、JICAは助言委員会の助言が反映されたアセスメント報告書を公開するのかという問いに対して、カテゴリAおよびBのうち必要な案件については協力準備調査において助言を受けることになっておりますと。そして、「カテゴリA案件の場合、合意文書締結の120日以前に公開するアセスメント報告書は、協力準備調査における助言を反映したものとします」ということで、JICAの対応としては、助言委員会の助言を必ず協力準備調査のドラフトファイナルレポートにも反映し、その一部としてEIA報告書のドラフトファイナルが作成されるわけですが、そこに助言を反映させていくとしています。それが相手国政府の手に渡って、実施機関が承認担当省庁にそれを提出するという形で、JICAおよび助言委員会の助言も反映した内容でEIA報告書が提出されることを、JICAが協力準備調査でEIA報告書の支援するものは確保するというをFAQで明記しております。

続きまして、村山委員から別紙2についてコメントをいただいております。承認担当省庁提出版という場合には、必ずしも別紙2に記載されている内容が遵守できない可能性があるというご指摘でございます。これについてFAQでもその取り扱いについて明記することで明確化したいと考えております。それが二つ目のポツの記載でございます。

問いとしては、カテゴリAに必要なアセスメント報告書について別紙に示される承認担当省庁に提出されたものが承認待ちの場合にどのように適用されるのかということで、また、協力準備調査が実施されずに相手国が作成したアセス報告書の場合にも別紙2の内容が適用されるのかというところでございます。

回答としては、我々のポジションとしては最終的にどのアセスメント報告書も別紙2の内容が満たされるようにするというを原則とするという考え方でございまして、回答のとおり「承認担当省庁に提出されたものについても別紙2に示される内容が満たされることを原則とします」と整理しています。ただ、一部内容について提出時点で満たされていない場合にも、これは環境担当省庁の承認時およびその後に適切に満たされる見込みである場合も含まれているということで、具体的には別紙2の項目の中に環境アセスメント手続制度に基づく手続の終了というものが入っていたり、また、地域住民のステークホルダーに対していつでも閲覧可能、コピー取得が認められるという項目がありますが、ここは完成したときに初めて充足が可能になるものですが、そういった未来形の部分も満たされていくよう対応していくと。従って、提出された時点では満たされていないけれども、最終的に満たされるということを想定しております。

ただ、それであっても、その下に記載しているとおり、別紙2の内容と大きな乖離がある場合ということが出てくる可能性があります。その場合には、JICAとしてはガイドラインの2.8.1のとおり、環境レビューを通じて適切な環境社会配慮が為されるよう相手国に働きかけていくということで、いずれにしろ、適切な環境社会配慮が為される体制を確保していくというところでございます。

最後、51ページでございますけれども、田辺委員のご指摘に基づいたエンジニアリング・サービス借款のFAQの記載をご提案させていただきます。具体的には、E/S借款を実施している途中で物理的準備作業が行われて、それに伴う環境社会影響が起こる可能性がある場合の対応という問いとなります。回答として、基本的な考え方としては、通常E/S借款は調査・設計段階で必要とされる詳細設計や入札書類作成というものに対して融資するものですので、業務は机上で行われるものが

主となります。従って、本来であれば業務内容からは環境社会影響が発生することは想定をされておりません。

しかしながら、本体工事に当たらない、例えば地熱発電の事業では調査の過程で試掘があったり、また、試掘のためにアクセス道路を造る、そういった物理的準備作業が起り得るということで、そういったときに環境社会影響が生じる場合があります。その場合に、今回追加をした規定に基づいて、該当する物理的準備作業に伴う影響についてE/S借款の供与に先立つレビュー時に環境社会配慮上の要件を満たすということを確認して、また、モニタリングも行っていくということもFAQでも説明するという想定をしています。

以上、今回追加で宿題をいただいた点を含め、ご説明でございました。

○原嶋座長 ちょっと実は会議室のほうがもう1時間を経過しておりますので、ここで少し換気をさせていただきたいと思います。16時5分再開ということで、その後、今ご説明ありました、前回、田辺委員、村山委員、黒木委員からのご指摘のところが大変重要な点で残っておりますので、再開後はお三方にぜひご発言をいただきたいと思います。あわせて、全体にわたりまして今までご発言のない織田委員、近藤委員、柴谷委員、杉田委員、杉本委員、日比委員、三宅委員、持田委員、もしご発言の希望がありましたら、再開後にコンパクトにご発言をお願いするようにご準備をお願いしたいと思います。

資料によりますと16時半を終了にということですが、ちょっと延びるかもしれませんが、ちょっとご容赦いただいて10分ないし20分ぐらい幅を読んでいただいて、再開後、順次ご発言を頂戴しますので、ここでお休みを取らせていただきます。16時5分再開でお願いします。

16:00 休憩

16:05 再開

○原嶋座長 それでは、休憩前に事務局からガイドラインの改定文案と方針のアップデートしたものについてお話しいただきましたので、まず田辺委員、ちょっと順番がどういう順番かあれですけども、黒木委員、村山委員、ご発言を頂戴できればと思いますけれども、田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 聞こえます。

○原嶋座長 お願いします。

○田辺委員 このエンジニアリング・サービス借款の項目3の追加で、基本的に文章としては問題ないんですが、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、この3項の後半部分のエンジニアリング・サービス借款期間中に予見されない環境社会配慮が顕在化した場合には、当該影響に関して事項3.2.2の6と同等の対応を行うということで、その後、3.2.2の6に行くとプロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い、3.2.1に従って環境レビューを行うということで、3.2.1ですっていくと、今度はまたエンジニアリング・サービス借款のところに来ると思うんですけども、そのときにどういう読み方をすればいいのかということと、それからさらに、既にモニタリング期間中だと思われるので、そのモニタリングの項目というのは通常どおり3.2.2というのが基本的に全部適用されるという理解でいいのかどうかというのが確認事項です。

それから、もう1点追加でコメントさせていただきたい点としては、これも前回ちょっと若干意味が伝わらなかったかもしれませんが、世界銀行の環境社会ポリシーという文言が使われているん

ですが、これを英語にするとEnvironmental Social Policyというふうになって、世銀のほうでのESPというものと同じ用語になってしまうんですね。ところが、このESPというのはESSと並列して存在しているドキュメントでして、その上位概念としてはESFになるので、仮に日本語でここで記載するとすれば、環境社会フレームワークというふうに書いたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。後ほどレスポンスをしますので、ちょっとお待ちください。

黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 聞こえます。

○原嶋座長 ちょっといくつか、特にEIAの公開についてはコンサルタントの立場でEIAのクオリティを重視されるということ、大変重要な点だと思います。けれども、この件については3つの要請がありまして、一つは業務そのものの迅速性とか他のドナーとの競合などがあるでしょうし、2点目は先ほどありましたけれども、早期に情報を公開するということの重要性、あと、3点目はしばしば黒木委員あるいは高梨様からもご指摘ありましたけれども、EIAのクオリティ、この3つの要請の折り合いをつけるということで今一つの落としどころとして提案させていただいております。ご発言をお願いします。

○黒木委員 私の44ページの前回意見84について、右側のほうの方針で準備調査実施時というのは助言委員会を対応したドラフトを出して、それを公開するというをまずFAQに記載させていただいて、大変ありがとうございました。これでJICA側のレビューのチェックの結果、調査団側が努力した結果、助言委員会からのコメントというものが適時に集約されて、それで公開されるので、後の環境レビューの結果というのも齟齬なく対応できて、工事時以降にもコンサルタント、コントラクターにもこれが環境アセスメント1本で伝えることができ、ありがとうございます。

一方で、議論が並行しているところで相手国側が作成・承認したEIAのケースというのはJICA側によるレビュー結果を示すことなく公開してしまうということについては、冒頭で申した準備調査結果がドラフトEIAとして適時に質も確保して公開されるということと比べると、扱いのギャップが少し際立つように見えてきてしまいます。

それで、前回、数日程度あれば別紙2のチェックもできるんじゃないかなと思ひまして、別紙2のチェックだけでも初期レビューとして示したほうが良いのではないかとこのところ具申したところなんですけれども、この点は残念ながら平行線をたどっているところなので、私もこれ以上の論理的な意見はないので、この辺はほかの原嶋先生ほか村山先生というところがどういうふうにお考えなのかなというところもお聴きしたい点です。

もう1点、話題として46ページの別紙2の話なんですけれども、これについてはカテゴリAの環境アセスメントに対して適用されるということです。環境アセスメントの定義だと、EIAとIEEの場合もあって、カテゴリAのケースはRAPのほうでカテゴリAになるケースもあって、カテゴリAの200人以上の住民移転のRAPとIEEというセットもあるので、別紙2の中で例えば可能な範囲で定量的に予測評価するという言葉をそのままいくと、可能な範囲というところと大概全て可能な範囲になってしまうので、この辺は少しトーンをつける必要があるのかなという話が1点あります。あと、この別紙2の1番最後に世界銀行Operational Policy4.01に基づき作成というところがあるんですけれども、

現在これはESFに置き換えてしまうということが考えられるんですけれども、そうなると、Stakeholder Engagement PlanとかEnvironmental and Social Commitment Planというところもそのまま参照になってしまう恐れがあります。あくまでも参照ということをごどこかに書いておかないと、それをそのまま受けるとこれが入っていないんじゃないですかという指摘があると思われまますので、その点、別紙2についてご検討をお願いしたいところです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

村山委員、聞こえますか。村山委員、お願いします。

○村山委員 今、黒木委員からいただいたコメントにはすぐに対応できないのですが、前回申し上げた点で関連するところとしては、ガイドライン本体では、今日は意見はございません。

通し番号47ページで示していただいているFAQの部分で、今も黒木委員からお話があった点ですが、まず、2行目から3行目の辺りでドラフト版の場合に承認時およびその後に適切に満たされる見込みである項目と、こういうような表現で書けば全体が収まるということは理解できます。ただし、承認時であればまだよいのですが、その後に適切に満たされる見込みというところまで含めようと、かなり自由度が広がって、どこまで見込みなのかというのは気になるところです。その点も既にご検討されているとは思いますが、もう少しここは何か条件があったほうがいいのかと思います。例えば相手国政府等により確認できているとか、誰がどのように見込みを確認しているのかと、この点についてもう少し追記はあったほうがいいのかという気がしました。

それから、もう一つは協力準備調査が実施されずにEIAがつくられている場合ですね。これが私自身は1番大きな問題だと思っているのですけれども、FAQの中では別紙2の内容と大きな乖離がある場合にはという表現をご提示いただいています。この表現でもわかるのですが、気になるのは「大きな」という語が入っていて、大きくなければいいのかなというふうに思ってしまうと、難しいかもしれませんが、この「大きな」というのを外していただくことは可能かどうか。恐らくFAQは今後英語版も出ていくことになるかと思いますが、その場合に表現がうまく伝わるようにというのを考えると、この表現を入れておくと多少の乖離はあってもいいのかなという感じもしてしまうので、その点についてはご検討いただきたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ほか、これまでご発言をなさっていない委員も含めまして、ご発言ございましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

それでは、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 では、コンパクトをお願いします。

○日比委員 今日の主なテーマになっているところではないんですけれども、いくつかというか、2点か3点、主に生態系に関する部分でこれまであまり議論されていない点でちょっと質問をさせていただければと思います。

一つ目は、これまで生物多様性オフセットについてのやり取りが若干あったかと思いますが。方針案のほうでは、生物多様性オフセットはミティゲーション・ヒエラルキーの最終手段であるとの認

識の下、実施する場合には現地に精通する専門家等の助言を得て取り組むというような方針を出していただいているんですけれども、このオフセットについてはガイドライン本文あるいはFAQかもしれないんですけれども、何らかの新たな記述がされるのかどうかという点が一つです。

それから、次の点なんですけれども、いわゆる事業は保護区の外で実施されなければいけないという条項についてずっと議論があって、最終的にそれについては変更を今回しないというJICAさんの方針を示していただいたわけなんですけれども、一方で、これは前回、それから、前々回も申し上げてはいたんですけれども、生物多様性の状況自体というのは非常に悪化の傾向が続いていると。その中で、このガイドラインにおける生物多様性の配慮上のセーフガード、論理的なセーフガードとしては現状維持では評価されないわけですね。なので、保護区条項を維持するという一方で、緩和の方向性は回避していただいたわけなんですけれども、生物多様性の状況が悪化している状況の中で現状維持というので本当にいいのかと。それについては、これまでの私の理解だと、特に重要な自然生息地の条項もあって、現行どおり慎重かつ丁寧な対応を行いますというお答えだったかと思えます。

ただ、ちょっと言葉尻的に言えば非常に精神論的なところがあって、もう少しメカニカルにというシステムチックに従来よりもセーフガードとしての水準が上がるような条項の修正、本体なのかFAQでぜひ考えていただきたいというところが次の点です。

それに関連してなんですけれども、特にこれは保護区とも関係してくるんですけれども、生物多様性条約のほうでいわゆるポスト愛知目標の検討が進んでいて、実際にはまだ合意していないからわからないんですけれども、今後その保護区、陸域・海域とも3割を保護下にするというような目標が議論されていて、入ってくる可能性がある。もちろんこれは全世界ということなので、どこまで事業と関わっているかというのはそのときにならないと具体的にはわからないとは思いますが、保護区に関する事業の実施をする、しないという判断を求められる機会が母数としては増える可能性があるわけですね。原則としてはしないとしている一方で、例外的にしてもいいというのがFAQの中で入っていて、これまでもほかの委員、織田委員からもそのあたりの指摘があって、やはりその保護。

○原嶋座長 日比委員、ちょっと音声は今途切れておまして、日比委員、聞こえますか。

ちょっと日比委員、今ちょっと音声途切れちゃったので、保護区の例外があって、その例外があると。そこからちょっと戻ってもう1度お願いしていいですか。

○日比委員 わかりました。

その保護区の例外が5つFAQの中で示していただいているんですけれども、ただ、この5つを実際見ると、実は2、3あたりは相手国の法律を満たしているということになっていて、当たり前と言えば当たり前で、それから、4番というのも結局地域の管理責任者であったり地域コミュニティ、ステークホルダーとの合意が得られているというところで、これも全ての合意が得られるかどうかは別にして、合意が得られるような努力というのは当然保護区以外の通常のプロセスとしてもあるところなので、保護区外でやるうえで特に留意すべき点というのが1番と5番になるのかなと思うんですけれども、1番の場合の実施可能な代替案がほかに存在しないというところは、存在しないというのは重要なポイントだとは思いますが、じゃあ代替可能な案が無いからという理由で事業を実施するのと、守るべき保護区とどっちを取るのかという場合の判断根拠をもう少し具体的に

示していくべきなんじゃないかというのがこの保護区に関しては考えております。

それから、これは最後の点ですけれども、重要な生息地については著しい転換、劣化を伴わないようにということなんですけれども、ここで重要な生息地事態の定義というのは、JICAさんのガイドラインの場合はいわゆる準絶滅危惧種、NTまでも含めていて、世銀なんかよりは、ここは一段幅広く取っていて、その点では非常に評価されるかと思うんですけれども、一方、私もこれまで明確に気づいていなかったんですけれども、著しい転換を伴わないというのはどういうことなのかということの中では、NTの個体数について何ら言及がないんですね。

つまりいわゆる絶滅危惧種のうち、CR、ENの個体数の純減をもたらさないというのは項目として入っているんですけれども、NTは対象に入っていない。重要な生息地の条件であるNTについても著しい転換を伴ってはいけなはずなのですが、じゃあNTの著しい転換というのはどう回避するのかに言及する対象にNTが入っていないので、言ってしまうとNTの数がどんどん減ったとしても、それは重要な生息地ではあるんだけれども、著しい転換ではないという立てつけになっているといえます。これはFAQでの記述ではありますけれども、NTを含めた絶滅危惧種の著しい転換については再度検討して、全体の生物多様性の状況というものに対して、よりセーフガードが強まるような方向で修正、改定すべきではないかと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今いただいた点ですね、ガイドラインのテキストに関わる部分とFAQで想定している、あるいはFAQで考慮すべき点と若干分かれておりますけれども、両方含めて順次、まずは審査部のほうからレスポンスをお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

田辺委員からまずご指摘をいただいたところでございます。エンジニアリング・サービス借款のところで予見されない影響が起きた場合に「重大な変更」と同じ扱いとなって、その後の手続に乗るとなった場合に、E/S借款になるとまた同じ項目に戻ってくるけれども、どのように取り扱うかというところにつきましては、予見されない影響が発生すると想定される時点では、その時点で環境社会影響が顕在化もしくは予見される状況になってくるので、同じ条項の今回新しく追加した項目のところに該当し、「予見された影響」として当該影響についてその時点での環境レビューを行うということになります。

この条項では、E/S借款の供与に先立つ環境レビューという求めが「重大な変更」の場合には「重大な変更」の後という時点になりますけれども、その時点でこの規定の趣旨を踏まえた対応ができるということで、無限のループには入らない内容にしております。

また、モニタリングの項目はどうなるかということからは、通常と同じようにモニタリングが課されることとなります。ただ、当該影響の範囲に限定して適用にされていくということでございます。

二つ目のポイント、environmental and social policyと英語に直すと、世銀のESFの中を構成するビジョン、ポリシー、ESSのうち、そのポリシーに該当してくるというご指摘でございます。

そこは整理は難しいところなんですけれども、英語では私どもここを大文字の固有名詞ではなくて小文字で一般的な記載の形でenvironmental and social policyと記載する想定にしています。世銀のほうではEnvironmental and Social Policy for Investment Project Financingといった用語を用いていて、

正式な名称はもっと長いと思いますけれども、JICAとしては小文字で記載し、かつFAQについては、この前、方針案のところでご説明をさせていただきましたけれども、これは世銀のIBRD、IDAのEnvironmental and Social FrameworkのみならずIFCのPerformance Standardsについても網羅し、適切なほうを活用するというところで諮問委員会でも了解をいただいているところです。この点は方針案の49ページ、50ページ辺りに記載しておりますけれども、そこに記載のとおりIFCのほうもカバーする意味でenvironmental and social policyを小文字で書くというところがございます。

黒木委員からいただきました点につきまして、協力準備調査のところはご理解いただいて、ありがとうございます。別紙2のところの環境アセスメントについてでございます。ここは前回も議論になったところでございますけれども、仮に住民移転のほうが理由でカテゴリAになった場合は、環境影響のほうはそれほどカテゴリAの環境アセスメント報告書としてのレベル感を求められないというところがございますので、そこはプロジェクトの影響の範囲と程度を鑑みながら別紙2を柔軟に適用していくというところがございます。別紙2の冒頭のところで「原則として」と書いておりますので、そこを柔軟に対応していくものと考えております。

また、ESFのポリシーに関連して修正をしたところとして、別紙2については具体的に一番最後の文章で、もともと「Operational Policy 4.01に基づき作成」としていたところを今回、25ページですけれども、「ESS1を参考に作成」と書いております。まさにご指摘いただいたように参照という言葉と同様の意図で「参考」という記載にしております、全て非常に細かくESCPやSEPも含めたものを採用するのではなくて、その中で必要な骨組みとして、JICAとして重要な部分を切り出したという意図をもって記載しております。

村山委員からいただきました点、別紙2の関連するFAQで最後に「大きな乖離がある場合には環境レビューを通じて適切な環境社会配慮が為されるよう、相手国等に働きかけます」というところの「大きな」という記載を外してはどうかというご指摘をいただいております。

この「大きな乖離」という言葉は、これまで10年間使っているガイドラインの運用でも「世界銀行のセーフガード・ポリシーと大きな乖離がないように確認をする」というところで使っております。乖離が小さければいいかということではなく、JICAのこれまでの運用もご覧いただければ、「大きな乖離がないように確認をする」という規定に従って我々JICAも運用にあたって真面目に対応しております。従って、「大きな」との記載がひとたびなくなると、一字一句というか、求められたものを全て達成できているかどうかという点について対外的にも説明責任が求められてくるというところがございますので、そこはご理解をいただいて、これまでの10年間の運用を見ていただき、「大きな乖離がない」というところは、質の面で問題があるところはJICAとしてきちっとカバーをしていくというところでご理解をいただければと思っております。

日比委員からいただきましたご質問のところは、オフセットの取り扱いでございます。ガイドラインの中でオフセットが新たに記述がされるかというところは、今既に「代償」という言葉が入っておりますので、JICAとしてはオフセットについてここで既に網羅をされているということで、新たな記述は想定をしておりません。ただ、方針案のとおり、この代償まで取り組む場合には、この方針案に書いたような方針に沿って対応する所存であります。ただ、日比委員からもご指摘のあったように、この代償のオフセットのオプションを取るのには本当に最後の最後の手段ということで、あまり積極的にこれに取り組む対応というよりは、本当のラストリゾートということで、どうして

もやらなければならない影響が残る場合にきちっと適切に対応できる体制を整えていくという意図でございます。

続いて、保護区の外の記載に関連して全体の生物多様性の枠組みの強化というところのご指摘をいただいております。全体として緩和する方向性はないというところをご理解をいただいておりますが、我々としては今回の改定でもう一步さらに踏み込んでいるという理解をしております。ミティゲーション・ヒエラルキーで明確に回避から軽減、緩和、そして、代償のところを明確に基本方針のところで記載しているように、検討の順番としても、もう一度明記をしているということ、また、オフセットについては、最終の手段として体制整備を整えるということ、また、生態系サービスを新たに配慮項目に加えることで、よりそういった側面も含めた自然生態系の配慮が進められるということでございます。

また、保護区、重要な自然生息地の関係では、今回の改定では生息地区分について世銀が行った三区分は導入をしませんけれども、三区分に基づく対応状況がどうなっていくかということの推移を見守りつつ、引き続き検討を進めていくことにしておりますので、その点では我々も勉強を続け、生態系保護の強化を勉強しながら進めていくということになります。

引き続き、ポスト愛知目標にも絡んで母数として保護区に該当するところは増えていくだろうと、それを踏まえて保護区の例外条項のところについてどう取り扱っていくのかというご意見がありました。日比委員とのこれまでの意見交換においても、この生態系、生物多様性保護について現場に即した妥当なアプローチを考えるにあたりどのような対応が必要かという議論では、例外条項の4番の地域の管理責任者および現地のステークホルダーの知恵を活用するということは非常に重要だということをご指摘いただいております。従って、ここの4番のステークホルダーとの合意というところは、生物多様性保護の観点でも非常に重要な条件だと考えています。

また、相手国の法律についても当たり前というご指摘もありましたけれども、ここは現在我々も非常に慎重に運用をしております、相手国の法律上、どのような取り扱いが為されているのかということ、慎重に、この例外条項で条件として掲げているものに基づいて対応しているということで、当たり前というよりは、これがあることでJICAの自然生態系配慮も高まっているということだと思います。

例外条項の1番に関連して代替案が存在しないという点の判断根拠というところですが、代替案が存在しないという条件は非常に強い条件でございますので、これを細かくしていくというよりは、この条件を大枠で定めておいて、それに照らした観点でプロジェクトができるのかできないのかというところを考えていくことで十分対応可能ではないかと考えています。

また、この例外条項の5条件は、IFCで定めているものと同じでございますので、国際水準の内容であるということは、いま一度申し上げたいと思います。

最後に、重要な自然生息地についてNT種まで含めているところで、全体的な個体数の減少のところのご指摘もいただきました。ここの条件づけのところは、基本的にはIFCと同様の国際水準としつつ、さらに、それに加えてNT種等まで範囲を広げてJICAとしては対応しているところでございます。

NT種について個体数の純減のところカバーされていないではないかという点をご指摘としていただいておりますけれども、その前後の条項に記載されているとおり、自然生息地に存在するよ

うな生物多様性の価値並びに重要な機能に重大な負の影響をもたらさないこと、および効果的で長期的な緩和策、モニタリングが実施されることという別の条項についてはこのNT種も含めてカバーされますので、ここで重要な自然生息地の配慮という意味では十分な対応ができるものと考えており、NT種等まで含めた対応として、広めなアプローチができていると考えております。

私からは以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

先ほど黒木委員から私宛てに1点ご質問がありました。若干重複しますが、私の意見としては、先ほど申し上げましたとおり3つの要請ですね。EIAの質の確保、そして、業務全体の迅速性とか他のドナーとのある種の競合ですね。あと、3つ目はやはり被影響住民に対する情報公開を早期にするということが異議申立を含めた紛争の未然防止にはとても重要。こういった3つの要請の折り合いをつけるという意味で、当初はドラフト段階での公表ということでしたけれども、もう少しクオリティの確保から省庁提出版にずらす。

一方で、黒木委員からご提案がありましたけれども、簡易な環境レビューを義務づけるか義務づけないか、ここは一つポイントかと思えます。けれども、業務の流れからそれをオブリゲーションとして明示するかないか、ここはなかなか仕事量との関係もありまして、なかなか強く申し上げにくいところでありまして。全体としては3つの要請の接点、最適な接点という意味では現状の案をご理解いただけないかというふうに考えております。

以上です。

それでは、今までご説明のありました件に対するまたさらに対応も含めてご発言ありましたら、サインを送ってください。

内容的にはガイドラインの改定案と、さらに、今後FAQという今まとめているものをフォーマルなものに改めていくという作業が続いてくると思いますが、そこでの議論と二つ分かれておりますけれども、両方含めましてご意見を頂戴いたしますので、もしご意見ありましたらお願いします。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 今頃になって確認なんですけど、26ページ、全体としても26ですね。別紙5、現地ステークホルダーとの協議、その基本事項の4番に現地ステークホルダーとの協議とフィードバック（報告を含む）とありますね。このフィードバックというのはステークホルダーに対し、そこで出た意見を返すということかと思うんですが、どういう話だったのか恐縮ですが、もう1度ご説明いただけませんかでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

加藤さん、お願いしていいですか。

○加藤 ご指摘ありがとうございます。

今回大きく広げたところは、プロジェクトの前段階のみならず実施段階でも継続的に現地ステークホルダーとの情報提供を実施することとしておりますので、その中でこれまで出された意見、懸念についてのフィードバックも併せて為されることが想定をされております。

以上です。

○織田委員 ありがとうございます。これについては、その後の意味ある協議の説明には細かくどういうふうにするということとは書かれていないように思いますが、見落とししていたら申しわけありません。ここに書かれているということは、フィードバックが行われるということが確定しているというか、確保されていると考えてよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。フィードバックという言葉ではないですけれども、意味ある協議は双方向であることや、まさにご指摘の内容の趣旨がその後の対応に全て基本的事項として反映されているとご理解いただいてよろしいかと思えます。

○織田委員 わかりました。このフィードバックという言葉もどこかに生かしておいたほうがはっきりするのではないかと思います。遅くなりましたが気づいたので申し上げます。

以上で結構です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。先ほど私の質問に対してご回答、ありがとうございます。おっしゃっていること自体はわかりました。ただ、なかなか平行線だなというのが正直なところでございます。

今後、FAQを最終的に詰めるというか最終化する段階で、もう少しこの議論が続ける場を持っていただくという理解でよろしいのでしょうかという確認です。よろしく申し上げます。

○加藤 FAQ自体は、ここの諮問委員の会の場で大きな問題点等があればぜひご指摘いただいて、それについてパブコメの後の議論でも続ける場がございます。他方で、FAQの中身全部を一言一句諮問委員会場でご確認いただくことは想定しておりませんで、FAQの中身全体のセット自体はJICAにお任せいただくということを想定しておりますので、ご懸念の点があればぜひ挙げていただいて、それに焦点を絞って議論するというと考えています。ありがとうございます。

○日比委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

一応ガイドラインの改定案ということにつきましては、若干の誤字などを含めて少し見直すところはあるかもしれませんが、基本的には今お手元のものを素案としてお許しいただければ、パブリックコメントの段階に進めさせていただきたいというふうに考えております。併せて、FAQに落とし込むものについては、まだパブリックコメントの後にでもまたいろいろインプットしていただいでご議論いただく、ご意見をいただく機会もありますし、さらに、恐らくFAQをJICAの側でフォーマルなものとする段階でまた意見を頂戴するような機会を何らかの形で設けられるかもしれませんが、そういったことも含めて複数の機会、可能性があります。少しタイムラグは出ます。

ここで重要なのは、ガイドラインのテキストですね。本文のテキストの素案について今確認をしていただいで、次の段階に進むということをご了承いただけないかという点でございます。この点について何かご意見ございましたら。

セーフガードポリシーとセーフガードフレームワークは、この中身は一致しているので、表現だけで。これはまたちょっと、そのあたりは先ほどの案では今のままで、指す内容そのものはみんな

一致しているわけです。誤解はないということですね。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 すみません、鈴木ですけれども、一つ教えていただきたいんですが、パブリックコメントにかかるのはガイドライン本体の改定案だけなのか、それともFAQも併せて示されるのかということについて知りたいなと思ったんです。というのは、FAQの中でかなりいろいろ議論をされたり、明らかにされたりしている部分があるんですけれども、このFAQというのは本体と併せて見るといういろいろわかってくるといふ部分があると思うんですが、先ほどのご説明だと必ずしもFAQはパブリックコメントのときには示されないという理解なんでしょうか。ちょっとそこは混乱したので、教えていただけたらと思います。

○加藤 鈴木委員のご理解のとおり、今回パブコメにかけますのはガイドライン本体ということで、それについて疑問、指摘等ありましたらいただくという形になります。ありがとうございます。

○原嶋座長 鈴木委員、いかがでしょうか。いずれにせよ、またパブリックコメントでいろいろいただくものの中で、また、ガイドラインの本文に反映すべきものと、あるいはFAQのレベルのところでも落とし込むことが適切なものとまた出てくるといふことで、パブリックコメントの後でまた意見交換の場を作って、FAQも少しタイムラグ、ずれてきますけれども、成熟したものに仕上げていくという段取りになろうかと思えます。

○鈴木委員 ガイドライン本体の中で今回FAQについて言及するような形になっていますね。そうすると、パブリックコメントでFAQについて一体どういう内容かという照会が出てくるといふことはないのでしょうか。ちょっとそこら辺がなかなか微妙な話かなと思って、もう1度確認をさせてもらいたいです。

○加藤 そのようなご意見も含めて全てパブコメで受け取って、パブコメをいただいた内容については、何らかの形でフィードバックをさせていただくことになると思いますので、そこでパブコメをいただいた方にもご理解いただくということと考えています。

○原嶋座長 鈴木委員、いかがでしょうか。

あと、会議の資料そのものは確かウェブに載っていますよね。ですから、かなり専門的、具体的に何か確認の要請があれば、問い合わせがあれば会議資料の在りかについてはご紹介できますので、FAQに想定している、諮問委員会の中でFAQが相当じゃないかというふうに議論しているようなことについては、情報としての在りかとしては存在しているということで、紹介できるという機会は設けられると思います。

いかがでございましょうか、鈴木委員。

○鈴木委員 パブリックコメントでどういう意見が出てくるかを見てから考えるんでしょうね。ちょっとやっぱりFAQを見るようにというふうなことが本体で書かれているので、FAQは一体どういうものかなという質問が出てくる可能性もあるかなと思ったんですが、そこはパブリックコメントの結果を見ていろいろもっとそこまで明らかにしろというふうな意見があったら、それに対して考えるということかなと思います。

○原嶋座長 ありがとうございます。おおむねご理解のとおりだと思います。

ほかございますでしょうか。

傍聴室でご参加の傍聴者の方、もしご発言あれば今頂戴いたしますけれども、傍聴室ですか。傍

聴者としてご参加の皆様、もしご発言がありましたら。

○傍聴室担当 傍聴室、特にご発言ございません。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ガイドラインの改定案につきましては、今お示ししているものを基本的に素案としてパブリックコメントの手续に進めたいということで、ご了承いただきたいと存じます。

この後、パブリックコメントの手续について先ほどご質問がありましたので、もう1度確認をして、恐らくパブリックコメントでいただいたコメントを踏まえて、さらにまたお集まりいただいて意見交換させていただいて、さらなる仕上げをしていくという段取りになろうかと思えます。事務局からパブリックコメントの先ほどのご質問も含めて、対応についてお願いします。

○古賀 先ほど木口委員からパブリックコメントに関して2点ご質問いただきました。

1点目のパブリックコメントの期間について、10年前を調べますと45日間で募集しておりまして、今回は1か月ということで考えております。これは、10年前は当時のJICAとJBICの統合があり、そういった大きな組織改正に伴ってガイドラインの内容もかなり詳細な変更があったという事情がございます。

ただ、今回につきましては、そのような組織改正には該当しないものの、時流に沿って内容の改善を図るというものですので、1か月という期間が適切かなと考えています。

また、海外での周知の方法について、そこはJICAの英語でのホームページであるとか、Facebook等のSNSも活用した周知方法について工夫をしていきたいと考えております。また、各国の在外事務所を通じても周知を行いたいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。今のことも含めまして、会議全体の内容にご発言ありましたら頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

村山委員、どうぞお願いします。

○村山委員 ありがとうございます。パブコメは英語でもされると伺ったのですが、そうすると、英語版も作られているということでしょうか。英語の内容まで確認することは難しいと思いますが、委員にも共有をさせていただければと思っております。

○古賀 ありがとうございます。英語版についても既に現行のものは英語版を公開しておりますけれども、そちらに改定の内容を盛り込むということで準備を進めているところです。こちらのパブコメ募集開始前に委員の皆様にも共有させていただこうと思っております。

○原嶋座長 併せて異議申立の要綱についても先ほど資料の若干の不備もありましたし、マイナーチェンジのところがありますので、その資料の今後の整理の仕方については。

○古賀 異議申立手続要綱につきましても、本日の議論を反映させたものを参考に皆様にも共有させていただきます。

○原嶋座長 具体的には申立期間の、ごめんなさい、不備と言っちゃいましたけれども、若干の差し替えのところと村山委員からご指摘のあった点、あと、もし誤字脱字などあればその点を確認したうえで、簡単に言うと、パブリックコメントに対象となるその段階でのファイナライズされたものについて、パブリックコメントの前にできるだけ早期に委員の皆様にも、英語の仮訳も含めて共有させていただくということで理解してよろしいでしょうか。

○古賀 そのようにさせていただきます。

○原嶋座長 ガイドラインも基本的には同じなんですよ。ガイドラインについても同じでよろしいですか。

○加藤 はい。

○原嶋座長 村山委員、いかがでしょうか。すみません。

○村山委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 鈴木委員、どうぞ。鈴木委員、聞こえますか。どうぞ。

○鈴木委員 いろいろ聞いて申しわけないんですけども、1点だけ確認させてください。周知の方法なんですけれども、JICAのホームページ等に載せるということだったんですが、これは積極的に他のマルチラテラルバンクとかドナーエージェンシーにも送って、必要に応じ意見を出せるような措置は取られるんでしょうか。というのは、やっぱり彼らが1番詳しい面もあると思うので、いろいろと良きアドバイスなんかももらえる可能性もあると思うんですけども、そういった措置というのは図られるんでしょうか。

以上です。

○加藤 ほかのマルチドナーの環境社会配慮部門とは密に連絡を取り合っておりまして、お互いの改定状況を共有しております。そういったチャンネルを通じて、今回のパブコメの機会についても周知をしたいと思っております。

○原嶋座長 鈴木委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○鈴木委員 結構です。ありがとうございました。

○原嶋座長 それでは、一応確認になりますけれども、本日ご議論いただいて、一定のご了解をいただきました異議申立要綱および環境社会配慮ガイドラインの改定案について、現在のを素案としてパブリックコメントの手続に入ることをご了解いただいたということで、よろしく願います。

それでは、今後のスケジュールですね。予備日などありましたけれども、これなどの調整も含めて、次の段階のご協力いただく段取りについて事務局からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○古賀 ありがとうございます。

本日、パブリックコメントに進むということで確認をさせていただきましたので、次回の諮問委員会は、しばらくお休み期間をいただいて、9月28日火曜日の14時から17時を予定しております。また、日時が近づきましたらご案内等をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○原嶋座長 折田さん、聞こえますか。

○折田 聞こえます。

○原嶋座長 何かありますか。もし補足等、必要があればちょっと今ご発言あればよろしく願います。

○折田 いいえ、座長のほうで大変適切に今後のスケジュールも含めてご確認いただきましたので、そのように努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋座長 いずれにしても、異議申立要綱の改定の修正についてはよろしく願います。

○折田 かしこまりました。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、次の9月の段階ではパブリックコメントを終えて、その情報についてはあ

る程度整理された形で提供していただくということで理解してよろしいでしょうか。

その段階で改めて委員の皆様のご意見を頂戴して、恐らくFAQに落とし込む内容については、また少しこれから追加の議論が出てくると思いますので、日比委員などからのご指摘の点もありますけれども、また改めてご指摘をいただければというふうに思っております。

それでは、最後になりますけれども、ご発言ございましたら頂戴いたします。ちょっと時間が押してしまって大変恐縮ですけれども、ご発言ありましたらサインを送ってください。

それでは、大変長くなって恐縮でございます。

それでは、これをもちまして第10回の諮問委員会を終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。

16:59 閉会